解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月二十五日

山口県宇部市大字東須恵一六七番地九

財団法人育成会

代表清算人　岩﨑　正治

第十一期決算公告

平成二十四年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・百万円

資産の部	
流動資産	六一〇
固定資産	四六
資産の部合計	六五七
負債及び純資産の部	
流動負債	八八
売上割戻引当金	三
その他	八六
負債の部合計	八八
株主資本	五六八
資本金	一〇
資本剰余金	五五一
その他資本剰余金	五五一
利益剰余金	八
その他利益剰余金	八
（うち当期純利益）	（二）
純資産の部合計	五六八
負債及び純資産の部合計	六五七

平成二十五年三月二十五日

事務所札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル六階

相続財産管理人　弁護士　宮﨑　正直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市大津町北町二丁目七番地七、最後の住所茨城県北茨城市大津町北町二丁目七番地の七　被相続人　亡　石貝　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十五日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号

相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市木間ヶ瀬二七六番地、最後の住所埼玉県幸手市栄一番二―五〇三号　被相続人　亡　石塚　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目七―六

武笠ビルⅠ五階栗原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗原　隆之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住二丁目三二番地、最後の住所千葉県船橋市海神五丁目六番六号　海神マンション三〇六号　被相続人　亡　春木　秀文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十五日

千葉県浦安市当代島一丁目一番二二号佃甚ビル三階Ｂ　京葉浦安法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　知華

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区森下一丁目二二番地三、最後の住所千葉県成田市吾妻二丁目一番地　五棟四〇三号　被相続人　亡　滝澤　道夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十五日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル七階　丸山総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丸山　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区京橋二丁目二番地三、最後の住所東京都千代田区九段北四丁目三番六号カーサフジマ七〇二号　被相続人　亡　田中　浩子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十五日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松田　政行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区花畑五丁目九番、最後の住所東京都足立区花畑五丁目一〇番二四―三〇四号　被相続人　亡　渡邉　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十五日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区蓮沼町二四番地、最後の住所東京都板橋区宮本町三五番四号コーポ宮本町一〇五号　被相続人　亡　篠　諦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十五日

横浜市中区不老町一丁目六番地九第一ＨＢビル七階Ｃ区画

相続財産管理人　弁護士　荻田　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市大杉町寅七番甲地、最後の住所石川県小松市向本折町カ七八番地松寿園特養　被相続人　亡　南　美壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十五日

石川県小松市園町ハ一三七番地マスタビル三階　相続財産管理人　上村　岳司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市青沼一丁目三九番地、最後の住所山梨県甲府市青沼一丁目二番一六号　被相続人　亡　穴山　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十五日

山梨県甲府市相生二丁目三番一九号ナトリビル2階ビイヘッドクラス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　反田　一富

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市子隣一七八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十五日

静岡県掛川市横須賀一四四一番地の一

相続財産管理人　司法書士　仁平　博